

榛東村移住支援金支給要綱を次のように定める。

令和元年6月18日

榛東村長 真塩 卓

榛東村移住支援金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東京圏から榛東村への移住者に移住支援金を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から榛東村への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

（支給要件及び移住支援金の額）

第2条 村長は、次項に定める要件を満たし、かつ、第3項又は第4項の要件を満たす就業又は起業をした者に対し、予算の範囲内において、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の世帯の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。

2 榛東村移住支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住等について、次に掲げる要件の全て（単身の世帯の場合にあっては、第1号、第2号及び第4号）に該当しなければならない。

（1） 移住元に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 榛東村に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項による届出（以下「転入」という。）をする直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

イ 転入をする直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進当別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、転入をするまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者

として雇用されていた場合は、原則として除く。)

(2) 移住先に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 平成31年4月26日以後に榛東村に転入していること。

イ 第4条に規定する本申請時において転入後3月以上1年以内であること。

ウ 第4条に規定する本申請日から5年以上、榛東村に継続して居住する意思を有していること。

(3) 世帯に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 世帯員(申請者を含む。以下同じ。)が移住元及び第4条に規定する本申請時において、同一世帯に属していたこと。

イ 世帯員がいずれも、平成31年4月26日以後に榛東村に転入していること。

ウ 世帯員がいずれも、第4条に規定する本申請時において転入後3月以上1年以内であること。

エ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(4) 前3号に定めるもののほか、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他群馬県知事又は村長が移住支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。

3 申請者が、移住に際し就業する場合(次項に規定する場合を除く。)にあつては、次に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前にあつては、群馬県又は他の都道府県のサイトに移住支援金の対象として掲載している求人とする。

(3) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて第2号の求人を行った法人に就業し、第4条に規定する本申請時において当該法人に連続して3月

以上在職していること。

- (5) 第2号の求人への応募日が、マッチングサイトに第2号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前にあつては、群馬県又は他の都道府県のサイトに第2号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降とする。
- (6) 就業先に第4条に規定する本申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 申請者が移住に際し起業する場合にあつては、国の地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

（仮申請）

第3条 申請者は、前条第3項の要件を満たす就業をする場合には群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し採用が決定した後に、前条第4項の要件を満たす起業をする場合には起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後に次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 榛東村移住支援金支給申請書（仮申請用）（別記様式第1号）
- (3) 住民票の除票の写し（2人以上の世帯の場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員全員の移住元での在住地を確認できる書類）
- (4) 転入前5年以上、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）（前条第2項第1号イに該当する場合に限る。）
- (5) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）（前条第2項第1号イに該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (6) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）（前条第2項第1号イに該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (7) 転入後の就業先の就業証明書（移住支援金の仮申請用）（別記様式第2号）（前条第3項の要件を満たす場合に限る。）
- (8) 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書（前条第4項の要件を満たす場合に限る。）

2 村長は、前項の書類の提出を受けた後、内容を速やかに審査し、次条に定め

る申請時期以外の要件具備の有無につき、榛東村移住支援金仮申請審査結果通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（本申請）

第4条 前条第2項に規定する通知を受けた者は、転入から3月以上1年以内（第2条第3項の要件を満たす者については、就業からも3月経過以後）に次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- （1） 写真付き身分証明書の写し
- （2） 榛東村移住支援金支給申請書（本申請用）（別記様式第4号）
- （3） 口座振替申出書（榛東村指定の別紙様式）
- （4） 転入後の就業先の就業証明書（移住支援金の本申請用）（別記様式第5号）

（支給決定及び支給方法）

第5条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、榛東村移住支援金の支給を決定したときは榛東村移住支援金支給決定及び確定通知書（別記様式第6号）により、不支給の決定をしたときは榛東村移住支援金支給却下通知書（別記様式第7号）により交付するものとする。

2 村長は、榛東村移住支援金支給決定及び確定通知書を交付した場合は、速やかに、榛東村移住支援金の全額を一括で支給するものとする。

（支援金の返還）

第6条 村長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

（1） 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に榛東村から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に榛東村から転出した場合

2 移住支援金の支給を受けた者は、前項の返還が発生した場合には、既に支給された移住支援金の全額又は半額を村長に返還しなければならない。

3 村長は、前項の場合において、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、村長が認めた場合には、この限りではない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、

村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。